

ヒアリング項目： 資本市場・労働市場における女性活躍情報の見える化・活用促進

担当府省：内閣府男女共同参画局

○「女性活躍加速のための重点方針 2015」の該当箇所

1. 女性参画拡大に向けた取組

(1) 行政分野

- ① 女性活躍推進法案の成立を受け、同法の着実な施行に努める。今後、同法に基づき、事業主たる各府省は、今後作成する特定事業主行動計画において、女性の採用・登用等について積極的な取組を盛り込むよう努め、行政分野における女性の参画を拡大する。また、国は、各地方公共団体の推進計画等を通じた地域における女性活躍に向けた取組や、事業主たる地方公共団体が今後作成する特定事業主行動計画による各団体の実情に即した積極的な取組を支援する。

また、各府省及び地方公共団体が同法に基づいて行う、特定事業主行動計画や女性の活躍状況に関する情報の公表について、適切な形で「見える化」するための取組を検討し、平成 28 年 4 月の施行に合わせて実施する。

○「女性活躍加速のための重点方針 2016」の該当箇所

I あらゆる分野における女性の活躍

2. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成

(2) 女性活躍推進法の着実な施行の推進

- ① 本年 4 月に完全施行された女性活躍推進法の施行状況の調査・分析を進めるとともに、事業主行動計画等の好事例の発信を行う。

(5) 将来指導的地位に就く女性の人材育成策の充実

- ④ 日本銀行において、設備・人材投資に積極的に取り組んでいる企業の株式を対象とする ETF（指数連動型上場投資信託）の買入れが開始されたことも踏まえ、女性の活躍に積極的な企業が資本市場で評価されるような取組を促進するため、企業における女性の活躍状況等を評価し、人材投資や成長等を捉える指数が普及するよう、女性の役員に関する情報の見える化など情報提供の充実を図る。（後略）

ヒアリング項目： 資本市場・労働市場における女性活躍情報の見える化・活用促進
担当府省：内閣府男女共同参画局

○第4次男女共同参画基本計画の関連する分野：

- 第1分野 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍
- 1 長時間労働の削減等の働き方改革
- 4 ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正
- 第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 4 経済分野
- ア 企業における女性の参画拡大
- 第3分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- 1 M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現
- ア ワーク・ライフ・バランスの実現のための長時間労働の削減等
- 3 ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正

○「女性活躍加速のための重点方針2015」及び「女性活躍加速のための重点方針2016」での該当施策：

	施策名	予算額（千円）
2015	女性活躍推進状況サイト（仮称）の開設	（28年度当初予算）7,514
	女性役員の更なる登用促進に向けた取組の推進	（28年度当初予算）—
2016	女性活躍推進法施行等関連経費 （女性活躍推進法サイトの拡充、女性活躍推進法施行状況調査に基づく論点整理）	（29年度予算）11,420
	女性役員情報サイトの開設	（29年度予算）—

○第4次男女共同参画基本計画における関連する政策領域目標及び成果目標：

★は政策領域目標を示す。

【第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大】

項目		計画策定時	最新値	成果目標（期限）
国家公務員の各役職段階に占める女性の割合				
	係長相当職（本省）★	22.2% （平成27年7月）	23.9% （平成28年7月）	30% （平成32年度末）
	本省課室長相当職★	3.5% （平成27年7月）	4.1% （平成28年7月）	7% （平成32年度末）
都道府県職員の各役職段階に占める女性の割合				
	本庁係長相当職★	20.5% （平成27年）	21.7% （平成28年）	30% （平成32年度末）
	本庁課長相当職★	8.5% （平成27年）	9.3% （平成28年）	15% （平成32年度末）
市町村職員の各役職段階に占める女性の割合				
	本庁係長相当職★	市町村 31.6% 〔政令指定都市 23.5%〕 （平成27年）	市町村 32.9% 〔政令指定都市 24.0%〕 （平成28年）	35% （平成32年度末）
	本庁課長相当職★	市町村 14.5% 〔政令指定都市 13.4%〕 （平成27年）	市町村 15.6% 〔政令指定都市 14.2%〕 （平成28年）	20% （平成32年度末）

項目	計画策定時	最新値	成果目標（期限）
民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合			
係長相当職★	16.2% (平成26年)	18.6% (平成28年)	25% (平成32年)
課長相当職★	9.2% (平成27年)	10.3% (平成28年)	15% (平成32年度末)
上場企業役員に占める女性の割合	2.8% (平成27年)	3.4% (平成28年)	5%(早期)、 更に10%を目指す (平成32年)

【IV 推進体制の整備・強化】

項目	計画策定時	最新値	成果目標（期限）
女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率（注）	—	都道府県： 97.9% 市区：36.1% 町村：13.8% （平成28年度）	都道府県：100% 市区：100% 町村：70% （平成32年）

（注） 女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率は、平成28年度策定又は策定予定の団体に関する数値。

【女性活躍加速のための重点方針2015】

通し 番 号 (注1)	項 目 (注2)	担 当 府 省	該当施策名	施策の背景・目的 (注3)	当該施策の概要 (注3)	関係予算 (千円)			法令・制度 改正 機構定員 その他	重点方針 2016 通し番号 (施策名) (注4)
						27年度 当初予算	27年度 補正予算	28年度 当初予算		
1	1-(1)-①	内閣府 (男女 共同参 画局)	女性活躍推進 状況サイト (仮 称) の開設	平成27年 8 月28日に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号) (以下「女性活躍推進法」という) では、国及び地方公共団体に対し、特定事業主行動計画の策定・公表、当該事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表、及び女性の職業生活における活躍に関する情報の定期的な公表を義務づけている。加えて、同法では、地方公共団体に対し、女性活躍に係る推進計画の策定に努めることを求めていることから、これらの策定状況、内容、取組の実施状況等をフォローアップし広く一般に情報提供を行うことが必要となる。 女性活躍推進法に基づき、国の機関及び約1,800の都道府県・市区町村等の特定事業主が策定する事業主行動計画における数値目標や当該行動計画に基づく取組の実施状況、都道府県・市区町村推進計画等について、とりまとめて公表することにより、国の機関・地方公共団体における女性活躍に向けた更なる取組の促進を図る。	女性活躍推進法に基づき、国の機関及び約1,800の都道府県・市区町村等の特定事業主が策定する事業主行動計画における数値目標や、当該行動計画に基づく取組の実施状況、都道府県・市区町村推進計画等について一覧で閲覧することができるフォローアップサイトを開設し関係機関のホームページとのリンクも設定しつつ、広く一般にわかりやすい形で情報提供を行う。	－	－	7,514	担当職員 の増員	29 (女性活躍 推進法施行 等関連経費 (女性活躍推 進法サイトの 拡充、女性活 躍推進法施 行状況調査に 基づく論点整 理))
9	1-(2)-③	内閣府 (男女 共同参 画局) 金融庁	女性役員の更 なる登用促進に 向けた取組の推 進	民間企業における女性役員が少ない原因として、企業における自主的な取組が十分でないことや、そもそも役員となり得る女性人材の母数が不足していることが考えられることから、情報の「見える化」を通じて企業の自主的な取組に向けたインセンティブを与えるとともに、人材育成に向けた各種取組を促進することが必要である。	・有価証券報告書における女性役員情報を適切な形に整理した上で、関連するウェブサイトでの公表など、適切な形での「見える化」を行うための検討を進める。(内閣府、金融庁) ・経団連等関係団体が実施する女性人材の育成に係る取組について、共催や後援などを含め、必要に応じて様々な形での支援を検討する。(内閣府) ※平成26年10月 有価証券報告書等において、役員の女性比率等の記載を義務付け(内閣府令改正(平成27年 3 月31日施行)) → 平成27年の株主総会シーズン以降、順次開示	－	－	－	H P での 掲載、働き かけ等を検 討	47 (女性役員 情報サイトの 開設) ※担当府省 は内閣府 (男女共同 参画局 推進 課)

(注 1) 『『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度政府予算内容等について』(平成28年 1 月) での整理上の番号を示す。

(注 2) 「女性活躍加速のための重点方針2015」(平成27年6月26日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定) の記載箇所を示す。

(注 3) 『『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度政府予算内容等について』(平成28年 1 月) における記載内容である。

(注 4) 『『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について』(平成29年2月) での整理上の番号及び施策名を示す。

【女性活躍加速のための重点方針2016】

通し 番号 (注1)	項目 (注2)	担当 府 省	該当施策名	施策の背景・目的 (注3)	当該施策の概要 (注3)	政策手段				
						関係予算 (千円)				法令・制度改正 機構定員 その他
						28年度 当初予算	28年度 二次補正 予算	29年度 予算	対28年度 増減額	
29	I 2 (2) ①	内閣府 (男女 共同参 画局)	女性活躍推進 法施行等関連 経費 (女性活躍推 進法サイトの拡 充、女性活躍 推進法施行状 況調査に基づく 論点整理)	平成28年4月に女性活躍推進法が完全施行となり、国及び地方公共 団体は、特定事業主行動計画の策定、職業選択に資する情報の公表 が義務づけられた。加えて、同法により、地方公共団体においては、区域 内の女性活躍に係る推進計画の策定が求められている。これらの取組状 況等について、平成28年度に女性活躍推進法見える化サイトを開設し、 広く一般に情報提供を行う。 今後は、毎年 1 回以上公表する必要がある職業選択に資する情報の 公表状況や、行動計画の実施状況について、調査・公表し、当該情報 や行動計画等をよりわかりやすい形で情報提供できるようサイトを拡充す る。 また、法の施行状況の調査・分析を実施し、好事例の発信を行うことと もに、法施行後 3 年の見直し検討に向けた課題・論点整理を行う。	○女性活躍推進法サイトの拡充 国及び地方公共団体が毎年1回以上公表する必要がある女性の職業 選択に資する情報の公表状況や、特定事業主行動計画の実施状況に ついて、サイトで公表するとともに、当該情報や行動計画等について、各 団体の情報を比較しやすく、また、好事例等利用者が知りたい情報に容 易にアクセスできるよう、検索機能や提供情報の充実等サイトの拡充を図 る。 ○女性活躍推進法施行状況調査に基づく論点整理 特定事業主行動計画、推進計画等の内容・取組や好事例等につい て、内閣府で調査を実施し、法施行後 3 年の見直し検討に向けた課題・ 論点整理を行う。	7,514	－	11,420	3,906	－
47	I 2 (5) ④	内閣府 (男女 共同参 画局)	女性役員情報 サイトの開設	女性の活躍推進は我が国の持続的成長のために不可欠であり、女性 が企業の責任ある地位で活躍することは、人材の多様性がイノベーション を生むなど、企業の競争力強化にもつながる。 日本銀行において、設備・人材投資に積極的に取り組んでいる企業の 株式を対象とする E T F (指数連動型上場投資信託) の買入れが開 始されたことも踏まえ、企業における女性役員数・比率や資本市場におけ る女性活躍に係る情報を掲載した「女性役員情報サイト」を開設すること で、女性の活躍に積極的な企業が資本市場で評価されるような取組を 促進する。	上場企業における女性役員の状況 (男女別の平均役員数、平均女 性役員比率)、資本市場における女性活躍に係る情報等を掲載した 「女性役員情報サイト」を開設し、女性役員に関する情報提供の充実を 図る。	－	－	－	－	内閣府男女共同 参画局 H P 内に 上場企業における 女性役員の状況 (男女別の平均 役員数、平均女 性役員比率) 等 を掲載するサイトを 開設。

(注 1) 『『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について』(平成29年2月)での整理上の番号を示す。

(注 2) 「女性活躍加速のための重点方針2016」(平成28年5月20日　すべての女性が輝く社会づくり本部決定)の記載箇所を示す。

(注 3) 『『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について』(平成29年2月)における記載内容である。